**I 人権と福祉**

**●子育ち・子育て**

**１．学校給食**

子どもにとって食べることは心身ともに健やかに育つために重要です。学校給食は安全なものを安心して食すことの大切さを子どもたちに伝える食育の場です。

１－１　連携自治体の有機農産物の給食活用ついて

　　都市部にある大阪府泉大津市は、提携自治体と連携し、有機JAS米や特別栽培米を直接買い入れ、特に有機米を市内の学校給食、妊婦への配布、市内にて販売するなど先進的な取り組みをしている。泉大津市に倣って、中野区においても提携自治体と農業連携協定を検討し、有機米、有機農産物を給食に活用する。【新規】

１－２　給食のパンに用いられている輸入小麦の残留農薬の検査について

米の価格上昇に伴い、今後、学校給食にパン食の増加が想定される。パンの種類ごとに材料となる輸入小麦の残留農薬（特に発がん性のある除草剤グリホサートを含む）検査をして結果を公表する。【新規】

１－３　給食費無償化が物価高騰の影響により食の質の低下が起こらないように対策する。【新規】

１－４　「中野区学校給食献立作成方針」に、ゲノム編集食品（表示のあるもの）は使用しないことを明記する。【更新】

１－５　アレルギーの品目対応の無いためにお弁当持参をせざるをえない家庭への食材費の補助をする。【新規】

**２．居場所・遊び場**

居場所・あそび場は子どもが通える距離にあることを原則とする。

２－１　近年の猛暑を理由にプール授業を中止あるいは短縮している。既存の学校の屋外プールに日よけを付ける。【新規】

２－２　キッズプラザの混雑解消を。キッズプラザ未整備校は学校内の空き教室や校庭などの活用を図る。【更新】

２－３　長期休み期間中の小中学生の居場所として学校の教室などを開放し、見守りの人材を確保する。特に酷暑が予想される夏休みには必須である。【更新】

２－４　現状の子育て広場では乳幼児、小学校低学年の子どもが複数いる家庭は利用しにくい。保護者が一緒であれば低学年は可能など、柔軟な対応を求める。一方、区立体育館は小学生以上でしか利用できない。小学生低学年に付き添う保護者と同伴の未就学児の入館は可能にする。【継続】

２－５　新規又は改修時の公園では利用者（大人から子どもまで）が参加して自主的に利用ルールの見直し作業を行う仕組みがある。既存の公園でも利用者がルールを見直す機会をつくる。【更新】

２－６　閉校後の学校跡地の利用には子どものための施設（プレーパーク、運動など）も入れる。

**３．助けを必要とする子どもへの対応**

発達障害などを持つ子どもが受診する児童精神科医のいる医療機関が中野区内にはない。他区においても医療機関の選択肢は少なく、自由診療の医療機関を受けざるえないなど保護者の精神的経済的負担が大きい。教育相談との連携がとりやすい区内に受診できる医療機関が必要。【継続】

**●介護**

**１．ケアラー支援**

１－１　ケアラー支援マップを早急に作成する。【継続】

１－２　ケアラー支援条例の制定はスピード感をもって進める。【新規】

１－３　　ケアラー支援条例制定までの期間はケアラー支援の施策を進める。【新規】

**２．認知症の方と共に生きる地域づくり**

２－１　認知症サポーター養成講座を教育委員会と連携し、児童、生徒などに学年を決めて(例えば小学４年生、中学２年生)授業などを実施する学校を増やす。【継続】

２―２　若年性認知症

２―２－１　若年性認知症の方が地域で働く場を拡充する。【更新】

２－２―２　若年性認知症の本人が主体的に参加できる居場所を整備する。【継続】

２－３　認知症を発症しても認知症とともに希望を持って生きるという「新しい認知症観」を地域で共有する仕組みを作る。

**３．介護保険サービスの充実を図る**

３－１（看護）小規模多機能型居宅介護

３－１－１　在宅での生活を支える地域密着型サービスとして、（看護）小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業のバランスの良い配置（例えば中学校区に1事業所）に向けた介護保険計画を策定に向けて準備する。【継続】

３－１－２　地域密着型サービス事業のサポートについて

　中野区内で（看護）小規模多機能型居宅介護は７事業所が運営しているが、その多くが経営的に厳しい状況にある。対策として（看護）小規模多機能型居宅介護そのものの本質的な制度理解と活用促進に向けた、地域住民や居宅介護支援事業所、病院の退院支援室、地域包括支援センターへの普及啓発活動をより強力に進めることが上記の課題解決につながる。

各事業者の自主的な努力は必要である。他の区市では、①自治体のホームページに地域密着型サービスの各事業所の空き状況を掲載する、②地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の集まりに各事業所の直接的なアピールの機会を設定されている事例もある。中野区の高齢福祉施策において、地域包括システムの実現に向けて関係方面への広報等をバックアップする。【新規】

３－２　介護のしごとのポジティブキャンペーンなどこれまで以上の広報対策を実施する。【継続】

３－３　介護事業所の人材募集にあたる費用（有料求人媒体、人材紹介）に対する中野区独自の補助のしくみをつくる。【更新】

３－４　地域の見守り力の向上を

３－４－１　「認知症伴走型支援事業」は現在区内4か所の拠点をもつ。他の行政区での取り組みを調査し、中野区で実施している「認知症地域支援事業」について開設箇所をさらに増やすため区内事業者に積極的に広報し働きかけを行う。【更新】

３－４－２　見守りのモデルケースをつくる

外出が困難な高齢者に対して、個別にこまめな見守りができるしくみのモデルケースをつくる。地域包括支援センターを情報起点とし、すこやか福祉センターのアウトリーチ、民生・児童委員、近隣の介護事業所、病院、NPO、商店、個人などのネットワークをつくる。【継続】

３－４－３　好事例の共有のしくみ

年をとっても、一人になっても、認知症になっても、地域の様々な支えがあることにより、自宅で暮らすことができるように地域包括ケア推進課より積極的に発信する。そのためにも、好事例を情報収集し、事例共有の企画開催や、広報としての発信を積極的にすすめる。【継続】

３－５　介護保険を利用する住宅改修補助について

３－５－１　介護保険による住宅改修の補助金が20年来20万円のまま据え置かれている。物価上昇に見合った増額をすることを国に対して要望をあげる。【新規】

３－５－２　介護認定を受けていない後期高齢者の予防的措置として住宅改修補助金制度の創設。【新規】

３－５－３　転倒事故により至急に手すりが必要な場合などに、住宅改修補助の申請手続きが煩雑で時間がかかるため、工事終了後に費用の補助が受けられる仕組みをつくる。【新規】

**●地域の支えあい・交流**

**１．****アウトリーチチームのさらなる周知**

すこやか福祉センター所管のアウトリーチチームの活動内容と存在のさらなる周知をして必要な人に支援が届くようにする。【更新~~】~~

**２．フードパントリー・子ども食堂**

２―１　昨年度の本要望書では、「フードパントリー、子ども食堂などの団体は、各団体宛に届く食品や食材を保管し、配布する場所に困っている。中野区子ども食堂運営助成金の定めによると、「需要費、使用料及び賃借料、役務費等の合計経費は1つの子ども食堂等につき、年間35万円」とあり、中野区ではこの金額で賃借料は賄いきれない。倉庫として使える場所として、例えば、区民活動センターの倉庫などを確保する。」と要望した。区担当者からの回答では25年度は40万円になるとのことであったが、実際にはフードパントリー・子ども食堂運営者の増加により助成金は31万7000円に減額された。使用料および賃借料は助成金では賄えないので倉庫となる場所を提供する。【更新】

２－２―１　子どもが朝食を欠食せざるをえない状況をなくすために、地域、学校、区はどのようなことができるか検討する。【継続】

２－２－２　朝食を欠食する子どもがいることを喫緊の課題として軽食を渡す方法を講じる。【継続】

**３．精神疾患者が安心できる診療体制**

中野区内には精神疾患の入院治療する病院がない。他地域の病院から退院後に区内で継続的な受診ができるよう医療機関のネットワークの構築と可視化をする。【新規】

**４．高齢者会館の安全で充実した運営**

高齢者会館の役割は、高齢者の社会的孤立を防ぎ、健康に過ごすための地域の「居場所」の一つとして重要である。利用者は年々高齢化しており、後期高齢者利用者数とともに要支援・要介護認定者も増加傾向にあり、要支援・要介護者が介護保険を使わないで通える受け皿にもなっている。

これまでの通常業務に加えて、主に①健幸プラザへの移行に伴う受付業務および体組成計器機への対応、②施設予約制度の電子化に伴う受付業務、③排泄に関する認知機能の低下に伴い、トイレの適切な使用が困難なケース（トイレ誘導の声かけや見守り、トイレの清掃、感染リスクも伴う排泄物処理。また、利用者の尊厳、プライバシーを守るべく迅速な対応や家族との連絡などを必要とすることからスタッフ一人だけでは対処しきれない。）などの業務の増加である。高齢者会館の新たな役割を果たすために、

４－１　週五日、複数人体制（最低賃金）をカバーする委託費の増額　【更新】

現状の高齢者会館の委託費（人件費一人分）では複数の要支援・要介護の利用者を受け入れて且つ安全で充実した運営を図るためには不十分である。

４－２　社会福祉協議会に認知症や排せつコントロールなどに関する講習会を新たに設ける。あるいは他所で基本的な講習を受けるため、研修手当を創設すること。【新規】

４－３　利用者のライフステージ（要支援・要介護度など）の変化に応じた介護施設へのスムーズな移行を促す仕組みをつくる【新規】

**●ジェンダー平等**

１．女性支援新法の施行に伴い、対象者の自立に向けた「つながり続ける支援」のあり方を構築する。【更新】

２．男女共同参画センター設置を見据え多様な民間団体との協働ができるよう、民間団体の育成、立ち上げ支援を行う。【更新】

３．次期中野区男女共同参画基本計画の改定に向けて審議会の設置を検討する。【新規】

４．HPVワクチン定期接種年齢よりも早期に、学校での「包括的性教育」（人権としての性教育）を進める。【新規】

●その他

１．デジタルデバイド（情報格差）への対応

区役所の情報、申請作業などのデジタル化が進んでいる。しかし、すべての人がデジタル化に円滑に対応できていない。またさまざまな理由で対応が出来なくなることもある。情報を必要とする人にしっかりと伝わるように情報アウトリーチの努力をする。【新規】

**２．選挙に際して外出困難者のための投票支援について**

２－１　煩雑な郵便投票の手続きを簡略化する。【新規】

２－２　投票所まで移動が困難な方のために移動投票所などの仕組みをつくる。【新規】

**II 環境とまちづくり**

温暖化・気候変動の影響を抑制し、地球規模の環境を修復するためには、都市の責任は大きく中野区も例外ではない。「環境」と「まちづくり」を一体として取り組む必要がある。

**●環境**

**１．石けん（動植物の油脂とアルカリを原料とする）の利用について**

１－１　国のガイドラインに基づき、石けんについて「中野区グリーン調達ガイドライン」には石けんについての記載がない。　国のガイドラインの改定に関わらず、「中野グリーン調達ガイドライン」に「庁内のみならず区有施設での手洗い、洗濯に石けんを使用する」と明記する。【更新】

１－２　環境負荷が少なく感染症予防に優れている石けんの手洗いの推奨をホームページに掲載するだけではなく、子どもから高齢者が見ることのできる区の掲示板、区有施設にポスターを貼る。【継続】

１－３　環境学習の一環として、水とみどりの豊かな環境を保全する石けんの優位性を学ぶ講座を、民間の団体との連携で児童、生徒などに学年をきめて授業などで実施する。【継続】

**２．「香害」のさらなる周知を**

２－１　香害の周知は進みつつあるが、香害による化学物質過敏症は治療法が確立できていないことから発症抑制が重要である。「香害なくそう」ポスターや学校給食だよりなどによる更なる周知をする。【更新】

２－２　コインランドリーの換気扇から排出される合成香料を含む排気は香害の原因となりうる。換気扇の配置によって長時間排気にさらされる周辺住民が香害被害を危惧している。香害の観点からコインランドリーには換気扇を設置する位置に配慮する仕組みを作り、周知する。【新規】

**３．環境活動の交流と継続的な場の整備**

　なかのエコフェアなどの普及啓発イベント等を通じて築いてきた区民や団体間の交流を継続的な環境活動につなげるための場の整備と支援をする。【継続**】**

**４．羽田新飛行ルート**

４－１中野区独自で騒音調査を実施する。

４－２．区、都、国に寄せられている羽田新飛行ルートに対する区民からの意見・要望の内容と対応について、ホームページで公開する。【更新】

**●気候危機 ・ 流域治水**

**１．気候非常事態宣言を**

今夏の酷暑を重く受け止めて「中野区ゼロカーボンシティ宣言」に加えて「気候非常事態宣言」を発令する。気象災害や熱中症・感染症に関する対策とともに、区民と共に緑地の保全と創出に取り組む。【更新】

**２．中野区（神田川上流域）の流域治水のまちづくり**

中野区は神田川流域（市街化率97％）に位置している。人工被覆が進み雨水浸透・循環機能を失っている。気象の激化による集中豪雨などの大量の雨水を下水道と河川、調整池だけで余裕をもって処理することはできない。都市型水害リスクの低減は喫緊の課題である。神田川上流域を視野に入れた流域治水のまちづくりの構築を進める。

２－１　流域治水の進め方

２－１－１　東京都が進めている流域治水では河川管理、調整池設置に加えて流域全体の面的な雨水の浸透力、保水力、貯留力が求められている。中野区と同じ神田川流域内にあり隣接する杉並区では専門家とともに流域治水対策を進めている。杉並区と協力して流域治水対策を検討する【新規】

２－１－２　今後、インフラ工事により街路樹を移植・撤去する場合は、工事終了後に街路樹の原状復帰ではなく、バイオスウエル（緑溝）を設置して流域治水の向上を図る。

〈事例〉　東京都水道局は中野区野方1丁目４２番地先から同区新井２丁目３０番地間で「旧工業用水道管撤去（試験掘、高木移植・撤去を含む）を７月２５日から８月８日にかけて行った。水道局担当者によると、今後の予定として、水道管の交換工事、その後電線の地下化工事が続き、全工程終了後は、街路樹の原状復帰の工事を行うとしている。そこで、街路樹を戻す際には流域治水を基本として車道と歩道の間にバイオスウエルの仕組みを導入するよう東京都に働きかける。【新規】

２－１－３　西武線鉄道立体交差事業にかかる上部空間の活用方法については、東京都や鉄道事業者と調整を図りながら検討する際、神田川流域に立地していることを考慮して流域治水を基本とした計画とする。例えば、緑道を基本とし、区民農園や雨庭など、雨水の自然循環の可視化をはかる。【更新】

２－２　流域治水の啓発

２－２―１　流域治水（雨水浸透、貯留、循環）の啓発のために公園の雨水浸透ます設置場所などに効用を説明するパネルを掲示する。【更新】

２－２－２　中野駅新北口駅前エリア再整備事業計画の一部、旧区役所とサンプラザ一帯の建設計画白紙化に伴い、新しい計画が検討されている。今後の計画には、敷地全体の降雨量がすべて下水施設に流入しないよう、バイオスウエル、雨庭、貯留タンクなどを設置して雨水の地下浸透と有効利用を可視化して流域治水の啓発を進める。【新規】

２－３　流域治水を推進するための助成制度

２－３－１　雨水浸透ますの助成制度を、現状の敷地面積300㎡以上の大規模建築物の新築時指導だけではなく、大小規模にかかわらず助成する制度をつくる。【更新】

２－３－２　雨水貯留タンクの設置を助成する。【更新】

**●３Ｒの推進**

環境保全活動の基本として、すべての人が３Ｒを絶えず意識した行動が求められている。ただし、求められる行動は時代とともに変化しているので、新しい情報提供が必要である。

１　プラスチック

１－１　プラスチック使用の抑制、適切な分別を促すためのマイクロプラスチック啓発学習会をおこなう。（レジ袋、ペットボトルのポイ捨ては「野ざらし」状態からマイクロプラスチック化、海洋汚染をとおして人体や環境に影響を及ぼしている。）【更新】

１－２　人工芝を使用しない

１－２－１人工芝使用の利点については、これまでも教育委員会から使用を続けるとの回答いただいている。その理由の多くは、自然環境の影響を受けにくいことによってメンテナンスが容易であることをあげている。しかし、環境省はプラスチック製品である人工芝の仕様を推奨していない。いずれ劣化し、降雨時に周囲に拡散し、河川・海洋に流出しマイクロプラスチックとなる。また、子どもが寝転がれる、転倒時の怪我が少ないとしているが、夏は暑くて寝転がれない、転んだときの摩擦熱によるやけどなどが発生する課題がある。【更新】

１－２－２　海洋で分解する屋内型人工芝の開発などの情報もあり、今後の動向を注視していく、と回答いただいている。しかしプラスチックは分解しても小片化又は溶解しても成分は海洋に残ると考えられる。小中学校で使用する人工芝は基本的に屋外の校庭なので、屋内で使用する人工芝よりも過酷な状況下にあることを考慮する。

２．　生ごみ減量とコンポスト

２－１　コンポストづくりは、生ごみ（燃やすごみの約40％）減量と有機物として循環を促し土壌を改良するグリーンインフラの要になる。多様な住環境に適したコンポスト容器の斡旋およびリサイクルセンターでの展示だけではなく区民の目に止まる区有施設に設置する。例えば、区役所西側の庭園部にコンポスターを常設展示して説明の看板を立てて理解を促す。【更新】

２－２　落ち葉だめは、自然の少ない都市において市民が有機物の循環を理解できる装置である。植栽と落ち葉ダメを有機物循環の枠の中で捉えて、今後新設・改修する公園施設の一部として取り入れる。【更新】

２－３　廃棄物・資源の分別と出し方

２－３－１　廃棄物・資源の分別と出し方のルールを守らない人が多い。近年インバウンドの増加による民泊利用者の廃棄物の取り扱いについて近隣住民から危惧する声がある。管理人不在小規模集合住宅など賃貸物件、民泊では仲介業者、所有者が責任をもって貸借人利用者へのルールの周知徹底を呼び掛ける。【更新】

２－３－２　「優良ごみ集積所」の指定は、きれいなゴミ出しを心がける区民にとって励みになるとともに、周辺への啓発になる。現在の規定では５軒未満の小規模ごみ集積所や個人は　「優良ごみ集積所」の指定の対象ではない。誰でも希望者は申請可能にする。【更新】

２－３－３　努力をしているにも関わらず、ゴミ出しのルールを守らない近隣がいることで「優良ごみ集積所」の申請ができない個人・団体がある。ゴミ出しルールの啓発とともに「優良ごみ集積所」の制度を広く周知する。【新規】

２－４　乾電池・古布（衣服）・てんぷら油の定期巡回回収の実施あるいは回収場所を増やす。【新規】

２－５　グリーンダウンプロジェクトの取り組みとしてダウン製品の行政回収を、資源化品目の一つとする。（ダウンとフェザーの違いを周知する。）【更新】

２－６　全区的に路上喫煙・ポイ捨てを禁止する

２－６—１　現在、「中野駅周辺路上喫煙禁止地区」は中野駅周辺に限定されている。たばこの被害は人通りの多い場所では火のついた「たばこ」による火傷などの危険があるためだけではない。区内全域でポイ捨てが後を絶たない。受動喫煙の観点からも「路上喫煙禁止」を区全域に拡大する。特に東西線落合駅からＪＲ東中野駅周辺の喫煙とポイ捨て禁止の要望がある。【更新】

２－６－２　今後新たに「ポイ捨て禁止」啓発の道路用ステッカーやポスターを作成するときは、吸い殻、空き缶にプラスチック（ペットボトル、レジ袋や食品包装袋など）を加える。「中野区吸い殻、空き缶等の散乱及び歩行喫煙の防止等に関する条例」にプラスチックを加える。【新規】

**●まちづくり**

中野区都市計画マスタープラン（令和4年改定）、第５章では「区民等による主体的なまちづくりの推進」や「身近な地区を単位とするまちづくりの推進」がある。

**１．中野のまちにベンチを**

中野区生活クラブ運動グループ地域協議会は、「中野区みんなのふるさとプロジェクト」の一環として、２０２３年４月より区内に適切なベンチの配置を目指して調査を行っている。これまでに中野２丁目、桃園川緑道、杉山公園から南台交差点間の中野通り一帯、上高田から新井商店街、江古田の森公園周辺、平和の森公園（千歳橋）から上高田（水車上橋）間の妙正寺川沿い、白鷺１，２丁目、上鷺宮１，３丁目を調査した。

１－１　2025年度予算に対する要望の進捗状況への回答では「バス停のベンチや雨除け・日避けの設置については、「管理の在り方を含めてバス事業者などと協議し、待合環境の確保に努めていく」と前向きな回答をいただいた。2026年度はベンチ等設置を具体化する。【更新】

１－２　区道や公園などを含めた区有地や区有施設におけるベンチ設置場所の検討に際しては、地域に生活する区民の声を反映する。なお　区民から寄せられているベンチのほしい場所　①バス停、特に病院入口、②坂道の途中、坂上、③公園内外、④川沿いなど散歩道である。

１－３　携帯電話などを使わずタクシーを呼べない人が公共交通から離れタクシーも通らない道路でも困らないようにサポートする仕組みを作る。【更新】

**２**防災

**２－１**防災訓練は、すべての避難所で女性•子ども•高齢者•障がい者•外国人・性的マイノリティ・ペット同伴などの多様な視点で実施する。【継続】

２－２　公園のかまどベンチ

２－２－１　区立公園の防災機能の位置づけの中で「かまどベンチ」の増設を具体化する。【更新】

２－２－２　かまどベンチは、災害時に役立つように日ごろから訓練をかねて区民が利用できるようにする。【更新】

**３．安全な道路環境**

３－1　キックボードは車道を使う免許のいらない簡易な乗り物だが、ヘルメットの着用、交通ルールの遵守を徹底するように、安全な乗り方を習得できる教室を定期的に開催する。【新規】

３－２　歩行者、自転車、キックボード、自動車が相互に安全に通行できる道路の整備をする。【新規】

３－３　景観を損なう看板類の改善を促す取り組みをする。【新規】

**４．さまざまな交流と活動を支える場と仕組み**

４－１　区が所有する未利用地、空き家や空地を利活用して、ポケットパーク、農園（町会、または近隣小学校で利用する）など緑化面積の拡大、地域の交流および防災の拠点とすることを検討する。【更新】

４－２　区民と区のまちづくり担当者が継続的に学習や情報と意見の交換を行い、まちづくりについて理解を深める活動の拠点（会議室と書庫など）をつくる。【更新】

４－３　夜間や土日に活動する市民グループが区民活動センターで印刷ができるようにする。【継続】

４－４　区役所新庁舎の駐輪場は一部駐輪しやすく改善されたが、利用できる台数が少ない。特に電動式自転車は重量があるので使いにくいと多くの声が寄せられている。容易に駐輪できる台数を増やす。【更新】

**「ひとこと提案」アンケートからの意見と提案**

中野区生活クラブ運動グループ地域協議会では、「２０２６年度　中野区予算に対する要望書」作成に当たって、ひとこと提案アンケートを実施している。アンケートは８項目について自由記載とし、21名から下表の通り多岐にわたるテーマに提案、意見、キーワードが寄せられた。提案は適宜要望書に組み込んでいる。下表は、暮らしの中の関心・懸念としてアンケートに寄せられた内容です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| テーマ | 件数 | 主な内容 |
| 環境 | 17 | 地球温暖化/気候危機/海水温上昇/自然エネルギー/ソーラーパネルの是非/喫煙とポイ捨て禁止/３R/公共の場所の環境/公園の不足/香害/ハト対策/西武新宿線沿線駅前の不動産業者の派手な看板他  |
| 食 | 12 | 給食/給食無償化/アレルギー/添加物/無農薬/安全性/自給率/食料品の物価高騰/若者の食生活他 |
| まちづくり | 11 | 自転車道路の整備/東中野東口のバリアフリー化/サンプラザ存続/西武線の地下化/大雨が降るとできる歩道の大きな水たまり/西武新宿線とJR新宿駅をつなげる/西武新宿線都立家政駅周辺の再開発について/交通機関/駅/および駅周辺開発/鷺宮に図書館を/空き家対策他 |
| 子育て | 9 | 安全な子どもの居場所・遊び場/不登校/子育て環境/母親の負担・孤立/発達障害と食育/子ども食堂/旧鷺宮小学校の跡地利用他 |
| 福祉 | 7 | 介護/介護保険/訪問看護ヘルパーの待遇改善/災害時の介護業務継続計画の作成/男性独居高齢者の暮らし/障がい/児童虐待/さらなる福祉への公的補助/認知症カフェがどこのまちにもほしい他 |
| 防災 | 6 | 避難場所の犯罪・トイレの数・安全性/家族単位のテント/旧鷺宮小学校を避難場所として整備する/マンホールトイレの増設/避難場所は近距離に他 |
| 教育 | 3 | 個性をつぶす日本の教育/性教育の在り方/食育他 |
| そのほか | 5 | コロナ以降海外への過度な支援/国内農業に補助を/物価高騰/投票所が遠い/新庁舎が遠くなったので老人に不便/AI他 |